

○財務省告示第三百三十二号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项及び政府資金調達
事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五
条第十一项の規定に基づき、平成十一年三月十
日に発行した割引短期国債及び政府短期証券の発
行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 与謝野 馨

一 名称及び記号 国庫短期証券（第八回）

二 発行の根拠
特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十六
条第一項並びに財政法（昭和二
十二年法律第三十四号）第七條
の法律及びその

三 振替法の適
用等
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行為れる入札

十六	十五	十四	十三	十二
払込期日	者入札参加	場所	元償還金額	償還期限
平成二十一年三月十日	財務大臣から通知を受けた者		日本銀行額百円につき百円	償還金を支払う。その翌営業日に
				平成二十一年九月十日
				ただし、償還期が銀行休業日に
				当たるときは、その翌営業日に
				償還金を支払う。
				額百円につき百円
				日本銀行
				財務大臣から通知を受けた者
				払込期日